

# **新都市プラザ使用規定**

**横浜新都市センター株式会社**

**横浜市西区高島二丁目18番1号  
横浜新都市ビル(そごう)9F**

**TEL 045-465-2001  
FAX 045-465-2620**

**2025年10月 改定**

## 1. 使用目的

横浜新都市ビル（そごう）地下2階の公共通路は、一時的かつ暫定的に催事スペースとして使用することができますが、販売目的でない催しで、地域振興、公共性の高いものに限ります。

## 2. 使用者

- (1) 原則として、国・県・市および、公益性のある団体に限ります。※民間企業の使用はできません。
- (2) 建物設置者（横浜新都市センター（株）・（株）横浜スカイビル）およびそのテナントの使用については、前項の限りではございません。

## 3. 使用可能時間

10:00～20:00（搬入搬出は6:00～24:00の間）

## 4. 使用申込み受付期間

原則として使用日の1年前から受付いたします。

※リピーター催事を優先的に受付するため、先着順ではございません。

## 5. 使用申込み方法

①空き状況を電話もしくは窓口にてご確認ください。

ご希望日に空きがある場合は仮予約を承ります。（1ヶ月以内）

TEL. 045-465-2001

受付時間 平日9:30～18:00

※窓口の受付時間は平日 10:00～18:00

②使用申込書に催事日程・場所・名称および内容等必要事項を記入し、申込みを行ってください。

また、企画書も提出してください。

（確認事項がありますので申込受付は事前に担当者へ連絡をお願いします）

※催事の内容を検討させていただいたうえで、使用申込書に承諾印を押した書類を使用承諾書とし、

管理料の請求書と一緒に送付いたします。

③管理料を、使用日の1ヶ月前までにご入金いただきます。

## 6. 1日の管理料（税抜）

1日 70,000円（電気代を含む）

※管理料は、ご使用になる1ヶ月前までにお振込みいただきます。ご使用前日までに入金がない場合は、ご使用いただけない場合がございます。

## 7. 面積

106.8m<sup>2</sup>（奥行6m 横17.8m）

## 8. 使用申込書提出後の手続き

(1) 必要書類を、別途定める期日までに必ずご持参ください。

①企画書・会場図面（平面図）

催事を行うに当たっての企画内容、作業（搬入・搬出）を含むタイムスケジュールと、寸法が正確に入った会場レイアウト図。観覧席は面積内に含んでください。

※利用の制限および禁止事項を確認のうえ、不明な点は必ずお問い合わせください。

### ②実演催事等承諾申請書

催事の日時・場所・名称を記入してください。(分電盤を使用する場合は記入してください)

### ③外来作業者出入承諾申請書

催事の設営および撤去作業を施工する作業者名・日時・場所・内容を記入してください。

#### (2) 開催日

- ・地下1階「防災センター」へ準備・催事を行う旨、報告してください。
- ・分電盤の使用は、地下1階「防災センター」で鍵を借用してください。

#### (3) 催事終了後

- ・撤去終了後「防災センター」へその旨、報告してください。

### 9. 利用の制限および禁止事項

次の場合は、使用をお断りします。また、使用中に該当する事項が判明した場合は、直ちに使用を中止いたします。これにより使用者が損害を受けた場合でも、当社はいかなる責任も負いません。

(1) 新都市プラザ周辺のテナントの秩序を乱し、または公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 会社ならびに役員、従業員および会員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。

(3) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 新都市プラザの管理上支障があると認められるとき。

(5) 原則高さ2.4mを超える造作物の設営。

(6) 当社が承諾した使用目的もしくは内容と相違すると認められるとき。

(7) 使用者が認められた権利を第三者へ譲渡したり貸した場合。

(8) 企業PR活動、販売行為、募金行為、集金、入会等の勧誘を伴う催事。

(9) 政治活動、宗教活動、演説、集会。

(10) 火気を使用すること。

(11) 臭気を発する物を使用すること。

(12) 打ち合わせ以外の楽器等を演奏すること。

(13) 飲食、喫煙。

## 10. キャンセル規定

ご使用の中止、変更の場合は下記のキャンセル料をいただきます。

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| (1) ご使用日の1ヶ月（前月の同日）から15日前までのキャンセル | 管理料の25% |
| (2) ご使用日の14日前から前日までのキャンセル         | 管理料の50% |
| (3) ご使用日当日のキャンセル                  | 管理料の全額  |

※すでに入金済みの場合は振込手数料を差し引き返戻いたします。

※当日キャンセルの場合返戻はございません。

## 11. 不可抗力の使用中止

不測の事故、天災などの不可抗力の事態発生あるいは、感染症等の拡大を予防するための措置等により、臨時休館することがあります。この場合、使用料は返還いたしますが、中止により主催者が損害を受けた場合でも、当方は如何なる責任も負いません。

※悪天候等を理由として主催者側が中止をした時は規定のキャンセル料をいただきます。

## 12. 特別清掃

著しく新都市プラザを汚損し清掃が必要であると、当社が確認した場合は、その費用をご負担いただきます。なお、使用の際に出たゴミは、使用者でお持ち帰りください。

## 13. 催事の実施についての注意事項

(1) 催しは、指定された範囲内で行ってください。見物客のスペースもこの中に含まれ、他の顧客の妨げにならないように、会場整理員を必要に応じて配置し、安全に十分注意してください。

(2) 照明の光や大音量により、お客様や周辺の店舗に迷惑とならないように注意してください。

(3) ノベルティー等を配布するときは、集客が見込まれますので、お客様を順序よく並ばせて、顧客の導線を確保してください。

(4) 盗難、いたずら等に注意してください。展示物等の盗難、破損については、当社はいかなる責任も負いません。※必要に応じて警備員を配置してください。

(5) 新都市プラザの電気は、分電盤が利用可能です。

※コンセント 100V 15A×4口 20A×2口。

※ブレーカーの仕様により、合計30Aを使用上限とします。

(6) その他、催事内容によっては、消防法を含め認可できないものもありますので、事前に入念な打合せを行ってください。

(7) 壁・柱・天井は使用できません。

(8) 「予備室（控室）」は付帯していませんのでご了承ください。

(9) 搬入搬出にかかる車両の駐停車について、公道（タクシープラザ）を使用する場合は、戸部警察署へ下記の手続きをお願いします。

①提出書類・

- ・道路使用許可申請書（神奈川県警察ホームページからダウンロード可能）
- ・位置図等その他必要書類はホームページをご確認いただけ、戸部警察署へご相談ください。

②提出先

- ・戸部警察署（交通課交通総務係 TEL 045-324-0110）

※許可証の交付には約一週間、申請手数料2500円程度がかかります。

14. 免責

施設利用中に発生した全ての事故、トラブルについては、主催者の関係者や来場者の行為であっても、主催者が管理責任を負うものとします。

当社は、当社に重大な過失が無い限り、一切の責任を負いません。

15. 会場の表記

チラシ等への場所表記は次のようにお願いします。

新都市プラザ（そごう横浜店地下2階正面入口前）

以 上

[お問い合わせ]

〈予約・受付関連〉 横浜新都市センター(株) 管理事務所 TEL 045-465-2001

〈入館手続き関連〉 横浜新都市ビル 防災センター TEL 045-465-2000

※本規則は予告なく変更する場合がございますので予めご了承ください。(2025年10月版)